

議第二十八号

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例について

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例

岐阜県特別会計設置条例（昭和三十九年岐阜県条例第五号）の一部を次のように改正する。

本則の表岐阜県公債管理特別会計の項中「平成七年度までに起こした」を削り、「借換え等」を「管理」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

提 案 説 明

地方債の管理に関する業務の全てを岐阜県公債管理特別会計の対象業務とするため、この条例を定めようとする。